

## 身近な環境法規制

1. 消防法(危険物)
2. 廃棄物処理法
3. 騒音規制法
4. 水質汚濁防止法
5. PRTR法
6. 毒物・劇物取締法
7. PCB特別措置法
8. ダイオキシン類対策法
9. その他

環境カウンセラー 宇田 吉明

2005年4月20日

## 消防法 ～ 危険物・可燃物の規制～



法規制	危険物	数量
許可	製造所 貯蔵所 取扱所	指定数量 1以上
届出	少量危険物	指定数量 1未満 指定数量 1/5以上
遵守	一般の消費、貯蔵	指定数量 1/5未満

法規制	指定可燃物	規制の基準
届出	木材加工品及び木くず	10 m <sup>3</sup>
	合成樹脂類 同上(発泡させたもの)	3,000 kg 20 m <sup>3</sup>
	ぼろ及び紙くず・糸類・藁類	1,000 kg
	綿花類	200 kg

2

## 消防法 ～ 危険物の指定数量～

項目	指定数量[L]	
特殊引火物(エーテル等)	50	
第1石油類(ガソリン、シンナー等)	200	
アルコール類	400	
第2石油類(灯油等)	非水溶性	1,000
	水溶性	2,000
第3石油類(重油等)	非水溶性	2,000
	水溶性	4,000
第4石油類(機械油等)	6,000	
動植物油類(パーム油等)	10,000	

(例) アルコール120L + 灯油200L + シンナー100L + 潤滑油600L

$$\frac{120}{400} + \frac{200}{1000} + \frac{100}{200} + \frac{600}{6000} = 1.1$$

$$(0.3 + 0.2 + 0.5 + 0.1 = 1.1)$$

同一防火区画内であれば指定数量を越えるため許可が必要

3



## 廃棄物処理法

産業廃棄物保管場所	
保管場所の種類	_____
保管場所の住所	_____
保管場所の管理者	_____
連絡先(電話番号)	_____

一般廃棄物の処理は一般廃棄物処理業者に委託しているか  
産業廃棄物処理業者と契約してあるか  
契約書の有効期限は切れていないか  
許可証の有効期限は切れたままになっていないか  
保管場所の表示はしてあるか(規則8条)  
(廃棄物の種類、保管場所の管理者の名称と連絡先、60cm角)  
産業廃棄物はマニフェスト(産業廃棄物管理票)は発行しているか  
マニフェストのD、E票は期日以内に回収されているか  
(D票90日以内 E票180日以内)  
同上で期日までに回収されなかった場合府知事に報告しているか  
(回収されなかった場合30日以内に報告)  
多量の排出事業者の減量化計画を知事に提出し、翌年公表  
(年間 産廃千トン、特別管理廃棄物50トン以上)



4

## 廃棄物処理法 ～ 一般廃棄物の処理 ～

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正について (抜粋)

(一般廃棄物処理委託基準関係)

平成15年11月12日

経済産業省リサイクル推進課

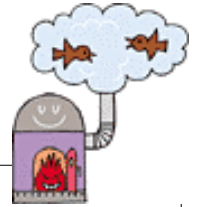
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律により、事業者が一般廃棄物の処理を委託する場合の基準等が新たに制定されました。

…本規定に違反して一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託したものは処罰の運用もあります。

特に、「木くず」、「紙くず」については、政令で定める建設業などの特定の事業者に伴って排出される場合は産業廃棄物となりますが、それ以外の事業所から排出される場合は一般廃棄物となります。

このため、**一般廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託している事例については、廃棄物処理法の違反となることから、管轄の市町村に相談して、適切に処理をする必要があります。**(以下省略)

## 廃棄物処理法 ～ 焼却炉の構造基準 ～



ごみ焼却炉の構造基準(抜粋)

ごみを燃焼室で摂氏800 以上の状態で燃やすことのできるもの  
外気と遮断された状態でごみを燃焼室に投入できること  
燃焼室の温度を測定できる装置(温度計)があること  
高温で燃焼できるように助燃装置(バーナー等)があること  
焼却に必要な量の空気の通風が行われているものであること  
風呂焚き窯・炭焼き窯・薪ストーブはごみ焼却炉にあたらないので使用できる、ごみを燃やすことは禁止

平成14年12月から一定の構造基準を満たしていない焼却炉については使用が禁止された。

家庭用の焼却炉のほとんどは、この構造基準を満たしていないので使用できない

6

## 廃棄物処理法 ～ 野焼きの禁止 ～

例外規定を除き、野焼きをすると法律で罰せられる



野焼き禁止の例外規定(抜粋)

国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

(例:河川敷・道路側の草焼き等)

震災・風水害・火災・凍霜害その他の災害の予防・応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却

(例:災害等の応急対策・火災予防訓練)

風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

(例:どんど焼き・塔婆の供養焼却等)

農業・林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

(例:焼き畑・畔草や下枝の焼却・魚網にかかったごみの焼却等)

焚き火その他日常生活の焼却であって軽微なもの

(例:落ち葉焚き・焚き火・キャンプファイヤー等)



「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正(平成13年4月1日施行)により、廃棄物焼却の禁止規定が盛り込まれました。

7

## 騒音規制法 ～ 届出が必要な特定施設 ～

次の設備は届けているか?

- ・空気圧縮機:7.5kw以上(法) 3.7kw以上(府条例)
- ・冷凍機・空調機:7.5kw以上(府条例)
- ・クーリングタワー:2.2kw以上(府条例)
- ・印刷機械:原動機を用いるものすべて
- ・せん断機:3.75kw以上
- ・丸のこ盤:2.25kw以上
- ・走行クレーン:吊り上げ能力5トン以上
- ・攪拌機:3.7kw以上
- ・合成樹脂用射出成形機



大阪府のチェックリスト

8

## 水質汚濁防止法 ～届出が必要な特定施設～

次の設備は届けしているか？

- ・食品: 洗浄施設、混合設備、磨砕施設等
- ・化学: 洗浄施設、ろ過施設、反応施設、混合施設、分離施設等
- ・合成樹脂: 混合施設(府条例)等
- ・金属・機械・電機製品: 焼入施設、洗浄施設、湿式集塵施設等
- ・厨房: 弁当仕出屋(360㎡以上)、料亭(1500㎡以上)

大阪府のチェックリスト

9

## P R T R 法 ～報告が必要な事業所～



第一種指定化学物質を年間1トン以上使用する事業所で、  
常用雇用者数21名以上

第一種指定化学物質

- ・揮発性炭化水素: ベンゼン、トルエン、キシレン等
- ・有機塩素系化合物: ダイオキシン類、トリクロロエチレン等
- ・農薬: 臭化メチル、フェニトロチン、クロルピリホス等
- ・金属化合物: 鉛化合物、カドミウム化合物、有機スズ化合物等
- ・オゾン層破壊物質: CFC、HCFC等
- ・その他: 石綿等

指定化学物質取扱者はMSDSの提供が義務化

毎年6月30日までに、1年間の移動量を知事に届け出(報告)  
罰則: 20万円以下の過料

10

## 毒物及び劇物取締法 ～取り扱いの義務～



盗難防止のための措置(施錠、柵等)

飛散、漏れ、流出等の防止の措置

誤飲防止の措置(飲料用の容器は使用しない)

容器の表示: 「医薬用外」「毒物」(赤地に白) 「劇物」(白地に赤)

保管場所の表示: 「医薬用外」「毒物」「劇物」

事故時の届出: 保健所、警察、又は消防署に届出

紛失時の届出: 警察署に届出



毒物: シアン化ナトリウム、パラチオン、水銀、セレン、ニコチン、砒素等

劇物: アクリルニトリル、アニリン、アンモニア、塩化水素、過酸化水素、  
クレゾール、クロロホルム、臭素、硝酸、水酸化カリウム、ナトリウム、フェ  
ノール、メタノール、硫酸等

11

## PCB廃棄物特別措置法 ～保管・報告の義務～

届出: 「PCB廃棄物の保管及び処分の状況」(毎年6月30日まで)

対象: ポリ塩化ビフェニール(PCB)、PCBを含む油、PCBが塗布、染込み、付着、  
封入されたものが廃棄物となったもの  
(トランス、コンデンサ等)

処理: 15年以内に処理

譲渡・譲り受けの禁止:

継承: 相続、合併又は分割時は30日以内に届出



## ダイオキシン類対策特別措置法 ～焼却炉に関する規定～

焼却炉: 火床面積0.5㎡以上、又は焼却能力50kg/h以上  
(二以上場合は合計)

届出: 60日前

測定義務及び公表: 大気、水質、ばいじん、焼却灰

12

# 自動車NOx・PM法 ～ 排出抑制計画書の提出義務～

トラック、ジーゼル自動車等を30台以上保有の事業所  
窒素酸化物、粒子状物質の排出量削減計画を知事に提出



## 各種リサイクル法



家電リサイクル法: ブラウン管式TV、冷蔵庫、洗濯機、エアコン  
食品リサイクル法: 年間100トン以上の事業者2006年度までに再生  
利用実施率を20%以上に  
建設リサイクル法: 80㎡以上の解体、500㎡以上の新築・増築  
(発注者7日前までに届出義務)  
自動車リサイクル法: フロンガス、エアバッグ、シュレッダーダスト  
改正リサイクル法: パソコン

